

ひとり親家庭等への手当や支援

① 児童扶養手当

詳細は **吉川児童扶養手当** **検索**  
 ※「現況届」の提出期間は8月1日頃から31日頃までです。手続きのお知らせは受給者に個別に通知します。

② ひとり親家庭等医療費支給制度

医療保険制度により受診し支払った医療費の一部を支給します。

③ 自立支援教育訓練給付金

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付します。

⑤ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑥ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑦ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑧ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。



障がいのある方への手当や支援

① 特別障害者手当

月額：2万7300円(3カ月分ずつ支給)

② 障害児福祉手当

月額：1万4850円(3カ月分ずつ支給)

③ 在宅重度心身障害者手当

月額：5000円(6カ月分ずつ支給)

④ 特別児童扶養手当

月額：1級5万2400円、2級3万4900円(4カ月分ずつ支給)

⑤ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑥ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑦ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑧ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑨ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

⑩ ひとり親家庭等医療費支給

就業のために対象講座を受講する方や資格取得のために養成機関に修業する方を対象に給付します。

①～⑥ 共通

「現況届」が必要な制度については、該当者へ個別に通知します。必ずご提出をお願いします。

問合せ：障がい福祉課 ☎ 982・9530 FAX 共通

特定健診・高齢者健診

10月19日頃まで実施しています。健康づくりの基本は毎年の健診です。年に一度は自分の体をチェックしましょう。

問合せ：国保年金課 ☎ 982・5116 (国保)

☎ 982・9546

(後期) FAX 共通



国民年金保険料免除・猶予申請

経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請して日本年金機構で承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。納付が困難な方は、お早めに国保年金課または越谷年金事務所へ手続きをお願いします。

問合せ：国保年金課 ☎ 982・5117 FAX 共通、越谷年金事務所 ☎ 960・1190

国民健康保険のお知らせ

次の書類は有効期限が7月31日頃までです。

① 被保険者証

新しい被保険者証は、7月上旬に簡易書留で郵送します。



② 高齢者受給証

自己負担割合の見直しを行った上で、「被保険者証兼高齢受給者証(※)」を7月上旬に簡易書留で郵送します。 ※70歳から74歳の方が医療機関などを受診する際に必要な「高齢受給者証」は、8月1日頃から「被保険者証」と一体となり、従来の「被保険者証」に「高齢受給者証」の情報を追加した「被保険者証兼高齢受給者証」となります。

③ 限度額適用・標準負担額減額認定証

引き続き認定証が必要な方は、8月1日頃以降に国保年金課窓口で申請してください。自動継続はされません。

持物：国民健康保険被保険者証

問合せ：国保年金課 ☎ 982・9538、5116 FAX 共通

後期高齢者医療保険のお知らせ

次の書類は有効期限が7月31日頃までです。

① 被保険者証

今年度は10月からの負担割合の見直し(一部の方が2割負担となります)に伴い、すべての被保険者の方に被保険者証を2回送付します。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証

8月1日頃から9月30日頃まで使用する新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。

10月1日頃から翌年7月31日頃まで使用する新しい被保険者証を9月中旬に簡易書留で送付します。

③ 限度額適用・標準負担額減額認定証

前年度に認定証の交付を受け、今年度も該当世帯の方は、自動継続となり、新しいものを7月中旬から下旬の間に発送します。新たに必要の方は、国保年金課窓口で申請してください。

持物：後期高齢者医療被保険者証

問合せ：国保年金課 ☎ 982・9546 FAX 共通